

適時開示に係る宣誓書

平成22年4月1日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 齊藤 惇 殿

本店所在地 東京都港区芝浦一丁目2番1号
会 社 名 日立金属株式会社
代表者の役職 代表執行役 執行役社長
氏名 藤井 博行

日立金属株式会社は、投資者への適時適切な会社情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行えるよう添付書類に記載した社内体制の充実に努めるなど、投資者への会社情報の適時適切な提供について真摯な姿勢で臨むことを、ここに宣誓します。

適時開示体制概要書
(適時開示に係る宣誓書添付書類)

平成22年4月1日

会社名 日立金属株式会社
(コード番号 5486 東証第1部)

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

記

1. 会社情報の開示に関する指針

当社は、①情報開示を積極的に行って、透明性の高い「開かれた企業」として信頼を得よう努めること、②株主の皆様、お客様、お取引先様など当社に関係する方々に対して、当社の経営理念、経営方針、事業活動など社会と関わりのある情報についても積極的に開示することを行動の指針に掲げております。

この指針のもと、当社は、次項に掲げる社内体制により金融商品取引法等の諸法令および上場取引所の定める規則を遵守し、適時適切な会社情報の開示を行います。

2. 会社情報の適時開示に係る社内体制の状況

当社では、会社情報の適時開示について、コミュニケーション室を中心とする以下の社内体制により対応しております。

- (1) 社内規則により適時開示すべき事実の種類に応じて情報の所管部を定め、開示すべき事実の発生が予想される場合は、所管部がこれをコミュニケーション室に通知することとしております。また、実際にその事実が発生した場合には、その所管部が事実を確認しコミュニケーション室に内容を通知いたします。グループ会社に関して適時開示すべき事実については、その所管部を通じて同様に情報が通知されます。
- (2) 当社の決定に係る事実については、適時開示すべき事実に当たるものは原則として経営会議に付議することとしております。経営会議の運営を担当する経営企画室は、この会議に付される議案の内容をあらかじめコミュニケーション室に通知いたします。
- (3) コミュニケーション室は、以上の手続きにより通知された情報について上場取引所の規則に照らして開示の要否を判定いたします。
- (4) 判定の結果、この情報が開示事項に該当する場合には、コミュニケーション室が所管部等の協力のもと速やかに開示いたします。
- (5) 通期の決算情報については、決算を担当する財務部が作成し、取締役会の承認を経て、コミュニケーション室が開示いたします。四半期の決算情報については、財務部が作成し、執行役社長の承認および取締役会での報告を経て開示いたします。なお、米国企業改革法 (Sarbanes-Oxley Act) の要請およびわが国の金融商品取引法に基づき、標準的なフレームワーク (COSO フレームワーク) により財務情報に関する内部統制システムの整備を進め、財務情報についての信頼性の一層の向上を図っております。

また、当社では、タイムリーで質の高い情報開示を行うことがコーポレート・ガバナンスの充実に資するものと考え、適時開示にとどまらず、個別事業の内容や中期経営計画の開示を積極的に行うこととしております。

以上